

# 化学物質<判定>

## PRTR制度

**第一種指定化学物質**  
人の健康や生態系への有害性があり環境中に広く存在すると認められる化学物質を指定

届出の必要がない例外規定あり  
参考: <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/judg.htm>

環境(大気、水、土壌)への排出量を国に届出  
廃棄物に含まれている場外への移動量を国に届出

## MSDS制度

**第二種指定化学物質**  
事業者間で取引する際、安全性情報を提供するもので、第一種指定化学物質以外のもの

**安全性情報を提供**  
MSDSの対象となるものの名称 <対象物質が単一の化学物質の場合>  
対象物質の名称、政令上の号番号、種類 <対象物質が製品である場合>  
製品名、含有する対象物質の名称、政令上の号番号、種類、含有率(有効数字2桁)  
MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先  
化学物質が漏出した際に必要な措置  
取扱い上及び保管上の注意、物理的・化学的性状、安定性及び反応性、有害性、  
暴露性、廃棄上の注意、輸送上の注意  
(その他、以下の事項についても、記載することができる。)  
有害性・暴露性の概要、応急措置、火災時に必要な措置  
労働者に対する暴露防止措置等、適用される法令  
その他MSDSを提供する事業者が必要と認める事項

PRTR法【特定化学物質の環境への把握等及び管理改善の促進に関する法律】  
PRTR【Pollutant Release and Transfer Register(化学物質の排出量等の届出制度)】  
MSDS【Material Safety Data Sheet(化学物質安全性データシート公布制度)】  
化学審査【化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律】

## 化審査

審査・規制の対象外(個々の法律での規定による)  
食品、食品添加剂、容器包装、おもちゃ、洗浄剤(食品衛生法)  
農薬(農薬取締法)  
普通肥料(肥料取締法)  
飼料添加物(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)  
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(薬事法)

**既存化学物質**  
化審査公布(昭和48年)以前に既に製造・輸入されていた化学物質(約2万種)

**新規化学物質**  
年間製造・輸入総量 政令で定める数量超  
年間製造・輸入総量 政令で定める数量以下  
取扱い方法からみて環境汚染のおそれがない場合として政令で定める場合

医薬品の中間物以外に、医薬部外品や化粧品の中間物も該当

試薬、研究目的の場合は例外

## 安全点検

**届出(第三条)**

**確認手続**  
環境汚染及び毒性(人・生物)評価

**事前審査(第四条)**  
分解性、蓄積性、人への長期毒性・動植物への毒性に関する事前審査

不確認

**事前確認済**  
その年に限り製造・輸入可

易分解性

蓄積性低

人への長期毒性

動植物への毒性

規制なし

毒性等あり

毒性等あり

毒性等あり

規制なし

**第一種監視化学物質(指定化学物質)**  
難分解性  
高蓄積性  
製造・輸入実績数量等の届出(第5条の三)  
指導・助言等(第30条)

**第二種監視化学物質(指定化学物質)**  
難分解性  
人への長期毒性の疑いあり  
製造・輸入実績数量等の届出(第5条の三)  
指導・助言等(第30条)

**第三種監視化学物質(指定化学物質)**  
難分解性  
動植物への毒性あり  
製造・輸入実績数量等の届出(第5条の三)  
指導・助言等(第30条)

有害性調査指示(第5条の四)  
(必要な場合)

有害性調査指示(第24条)  
(必要な場合)

有害性調査指示(第25条の三)  
(必要な場合)

**第一種特定化学物質**  
人への長期毒性又は高次捕食動物への毒性あり  
製造・輸入の許可制(事実上禁止)  
使用制限・使用届出  
(医薬品等の原料は例外)  
政令指定製品の輸入禁止

**第二種特定化学物質**  
人への長期毒性があり被害のおそれが認められる又は生活環境動植物への毒性があり被害のおそれが認められる  
環境残留  
製造・輸入予定/実績数量等の届出  
製造・予定数量等の変更命令(必要に応じて)  
技術上の指針公表・勧告(医薬品等の原料は例外)